

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二条第六項の方法を定める  
省令

(平成十三年五月一日、農林水産省、環境省令第二号)

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二条第六項の主務省令で  
定める方法は、脱水、乾燥、発酵及び炭化とする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。